

中山町いじめ防止基本方針【概要版】



平成28年6月

I

いじめの問題に対する基本的な考え方

1

いじめ防止等のための基本理念

- (1) いじめはどの子どもにも起こり得るという認識のもと、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- (2) 全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、子どもたちの理解を深め、子ども集団の人権意識を高めるようにする。
- (3) いじめられた子どもの生命・心身を保護することが最重要であることを認識し、広く社会全体でいじめの問題に真剣に取り組むようにする。
- (4) いじめのない学校や地域を実現するために、「いじめを許さない」子ども社会の実現に努める。

2

中山町いじめ防止基本方針の目的

中山町は、基本理念のもと、学校、家庭、地域及び関係機関等がそれぞれの責務や役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、いじめの防止等の対策をより実効的に進めるため、以下の取組について中山町いじめ防止基本方針を策定する。

- (1) 町や学校における組織体制の整備
- (2) いじめへの組織的な対応
- (3) インターネット上のいじめへの対応
- (4) 重大事故への対応等に関する具体的な内容や運用
- (5) 点検・評価と不断の見直し

3

いじめの定義といじめの態様

いじめの定義 ※いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4

いじめの認知

- ・「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場で
- ・いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極め
- ・認知件数の多寡にとらわれない積極的な認知と、積極的な解消への姿勢

※いじめ防止対策推進法（以下、「法」と言う。）

(1)中山町・中山町教育委員会の責務

- ①いじめの防止等の必要な施策の総合的な策定と確実な実施
- ②学校、家庭、地域、関係機関等の連携の強化と日頃からの社会全体でのいじめの予防や対処への努力
- ③いじめに関する相談体制の充実や関係機関との連携の強化とその他必要な体制の整備の構築
- ④学校におけるいじめの実態把握の推進と報告を受けたときの適切かつ迅速ないじめを防止するための必要な措置の実施
- ⑤重大事態発生時におけるその解決に向けた調査組織の設置と調査の実施

(2)学校・教職員の責務

- ①「学校いじめ防止基本方針」の策定といじめ防止等の取組の推進
- ②教育活動全体の充実と誰もが安心して豊かに生活できる学校づくり
- ③管理職のリーダーシップのもといじめの防止等の組織的な取組
- ④いじめに対する早期解決を目指した迅速かつ組織的な対処及び家庭や地域、関係機関等との連携と情報の共有
- ⑤相談窓口の明示や定期的なアンケート、個別の面談を実施など、学校組織をあげた児童生徒一人一人の状況把握の取組
- ⑥児童生徒の主体的な取組が実践できるようにするための指導・支援
- ⑦警察、児童相談所等の関係機関との積極的な連携の推進

(3)保護者の責務

- ①常に子どもの心情に寄り添いながらの子どもが安心して過ごせるための愛情あふれる子育て
- ②いじめが許されないことや「他者への思いやり」をもつことの教えと、いじめはどの子どもにも起こり得ることへの意識、及びいじめ行為を行わないようにするための指導
- ③周囲の大人への相談に対する日頃からの働きかけと、子どもがいじめられた場合の適切な保護
- ④速やかな学校、関係機関等への相談または通報

(5)子どもたちの責務と役割

- ①自らの目標達成に向けた精一杯の取組と、思いやりの心を持ち、「いじめを絶対にしない、絶対にさせない、絶対に見逃さない」ことへの実践及び主体的ないじめのない関係づくりの推進
- ②周囲にいじめがあると思われるときの当事者への声かけと、周囲の人への積極的な相談

(4)町民の役割

- ①地域ぐるみでの子どもの見守りと、安心して過ごすことができるための環境づくりの推進
- ②子どもが地域の行事等へ主体的に参加できるようにするための配慮と、人とのかかわることの楽しさや大切さを学ぶことができる取組の推進
- ③家庭、学校、関係機関等への積極的な情報の提供と連携したいじめの防止の取組。
- ④子どもの健やかな成長を願い、相互に連携したいじめ根絶への取組

いじめの防止対策

中山町いじめ問題対策連絡協議会

法第14条1項, 条例第5条

目的：いじめ防止等に係る機関及び団体の連携を図る。

構成：山形県中央児童相談所, 山形地方法務局, 山形警察署, 中山町立学校, PTA, その他町長が必要と認める者

協議事項

- ①いじめ防止等のための有効な対策及び連携の強化に関すること
- ②いじめ防止等のための関係機関による啓発活動の促進に関すること

村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」

目的：未然防止と解決支援, 調査活動協力

構成：青少年指導担当, エリアSSW, エリアSC担当指

連携

中山町教育委員会

諮問

学校への支援・指導

いじめに関する
通報や相談

学校に置く

「いじめ等の対策のための組織」

法第22条, 28条1項

目的：日頃からいじめ等の生徒指導上の課題に対応する。

構成：校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導担当教員, 学年主任, 養護教諭, 学級担任, 教育相談担当教員, 部活動指導に関わる教員, その他関係教員と, 地域民や保護者からなる外部関係者を加えて組織する。

※外部関係者の人選は学校裁量

※町教育委員会・連絡協議会と連携

町教委附属機関

中山町いじめ問題専門委員会

法第14条3項, 28条1項, 条例第13条

目的①教育委員会との円滑な連携のもとに, 町基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行う。

②重大事案に対処し, 及び当該重大事案と同種の事態の発生の防止に資するため, 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

構成：法律, 医療, 心理, 福祉, 教育に関し学識経験のある者
当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者

協議事項

- ①町基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策に関すること
- ②法第28条第1項に基づく, 学校での重大事態発生時における調査に関すること

重大事態発生時

中山町教育委員会

法30条1項
重大事態発生時の報告
調査結果の報告
法31条1項警察署への通報
法23条6項
生命・身体又は財産に重大な被害

町長

町長が重大事態に係る事実関係に関する調査の結果について再調査の実施が必要であると判断した場合

法30条2項
再調査の指示法30条3項
再調査結果の報告

議会

町長附属機関

中山町いじめ重大事態再調査委員会

法第30条2項, 条例第23条

目的：町長が必要と認めるとき, 町教育委員会が行った当該重大事態の調査結果について再調査を行う。

構成：法律, 医療, 心理, 福祉, 教育に関し学識経験のある者

当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で, いじめの被害にあった児童生徒及びその保護者の意向を考慮し, 公平性・中立性が保たれるよう努める。

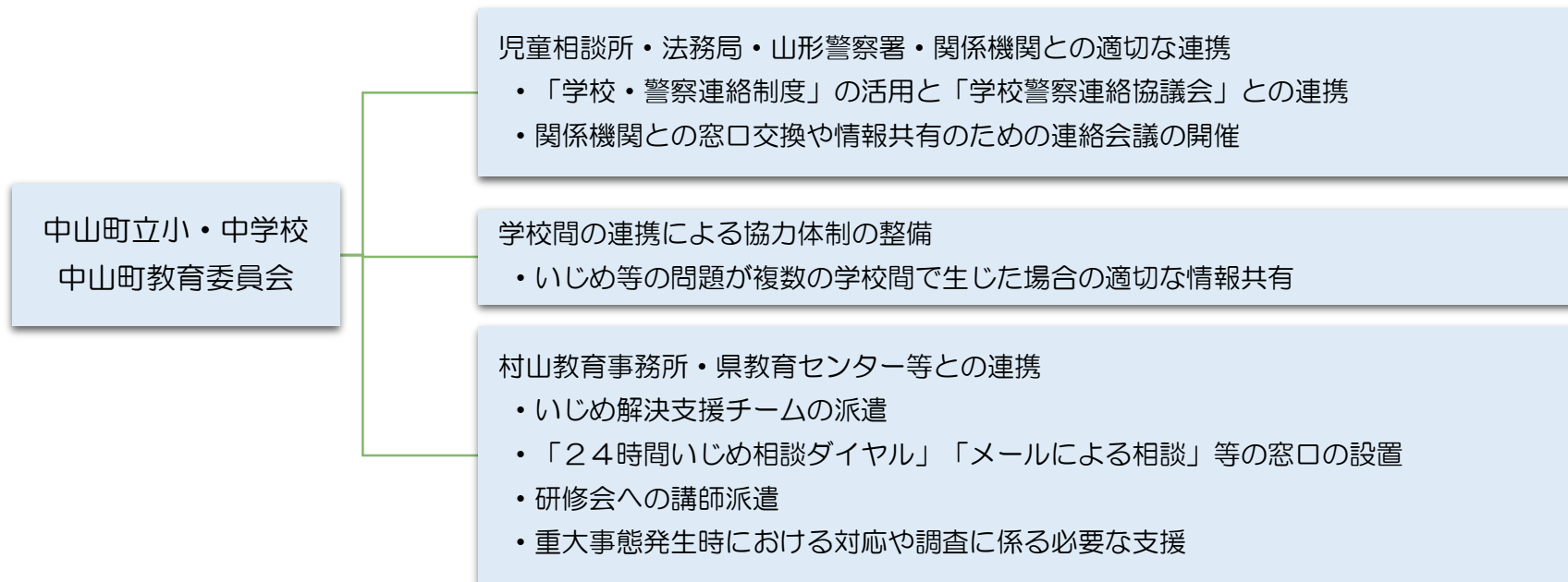
学校・家庭を支援する組織



7

関係機関との連携

学校、家庭、地域、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備を図る。



Ⅱ

いじめの防止等の基本的施策

1

未然防止の取組

(1) 児童生徒理解に基づくきめ細やかな教育の推進

① 児童生徒理解の推進

ア) 定期的なアンケート調査、個人面談、生活記録や日記等の活用

イ) いじめに関する情報の発信、情報提供先や相談窓口の周知、組織的に対応できる体制の整備

ウ) 学校・学年等の組織として対応できる体制の整備

エ) Q-Uテスト等の活用

オ) 特別支援教育の視点を生かした児童生徒理解の推進

カ) 教職員の「危機管理能力」の育成

② きめ細やかな状況把握を踏まえた学級経営の充実

(2) 望ましい集団の育成と人間関係の構築

(3) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

(4) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

(5) 児童生徒による主体的な活動の推進

(6) 教職員等の資質能力の向上

① 生徒指導に関わる資質・能力の向上

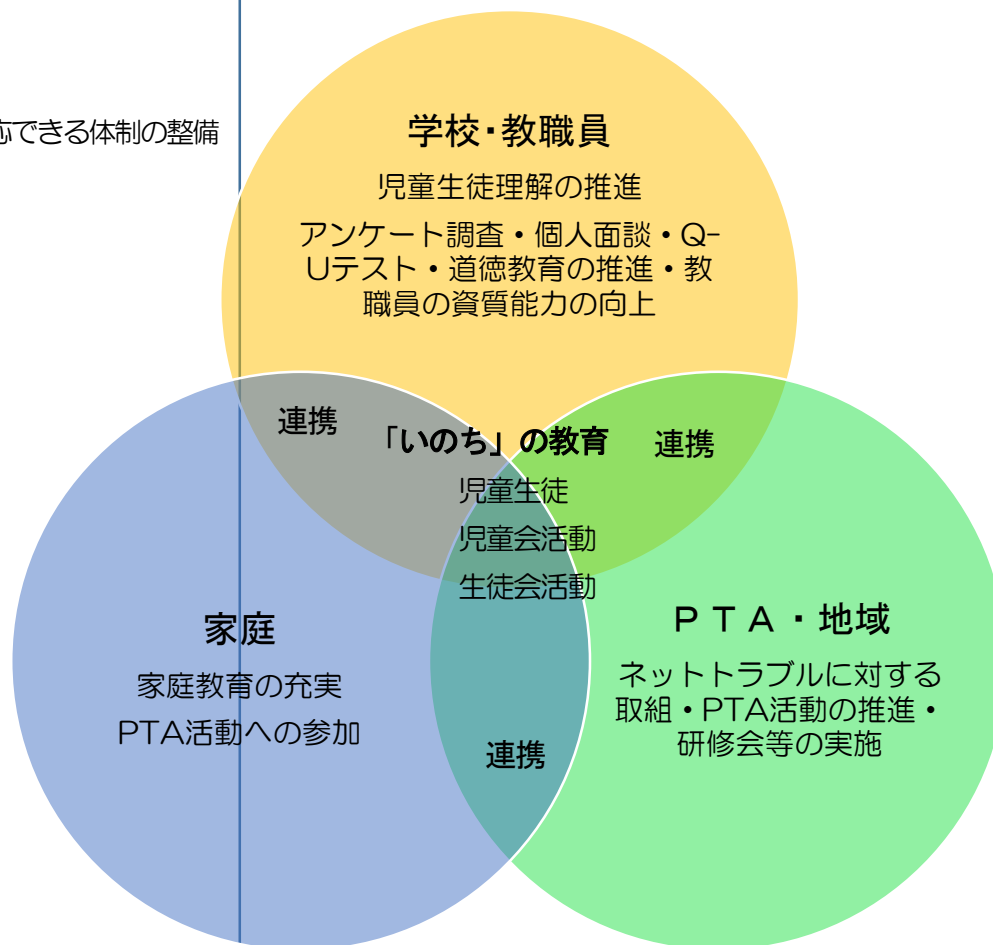
② 特別支援教育、生徒指導に係る研修会や講座の実施

(7) PTA組織を生かした取組の推進

① 学校・家庭・地域の連携の推進

② 家庭教育での取組

③ 学校とPTAが連携したネットトラブルに対する取組



(1) 早期発見のための基本的な考え方

①事前の体制整備（組織的な対応を可能とする体制整備）

②教職員の意識向上

児童生徒との信頼関係づくりや相談しやすい環境の維持、いじめに対する意識の向上

ア) 見えるいじめを見逃さない意識

イ) 見えにくいいじめに気付く努力と工夫

③いじめの早期発見のための対応と取組

ア) いじめに対する共通認識

⇒いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る問題

⇒死角をつくらず、見えにくいいじめを見付けようとする意識の向上

イ) 「いじめを絶対にしない、絶対に許さない、絶対に見逃さない」学校・学級づくり

ウ) 校内生徒指導体制・教育相談体制の充実

エ) 実態把握のためのアンケート等の実施と個別面談

オ) いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

カ) 相談窓口（連絡先）の設置と周知

キ) 児童会や生徒会を中心とした主体的な活動の推進

ク) 計画的・組織的な校内巡視の実施による見守り体制の充実

(2) 早期発見のための具体的な組織的対応の推進

①教職員の迅速な情報共有

②学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

③児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくり

見えるいじめ

- ・ 行為を止めさせ、毅然とした態度で指導
- ・ 加害、被害の関係の洗い出しと関係改善の取組
- ・ 被害児童生徒の心情に寄り添った支援

見えにくいいじめ

- ・ 見えにくい時間や場所を見ようとする努力
- ・ ネット上でのいじめの把握に努めようとする努力
- ・ 児童生徒の人間関係をとらえた実態把握

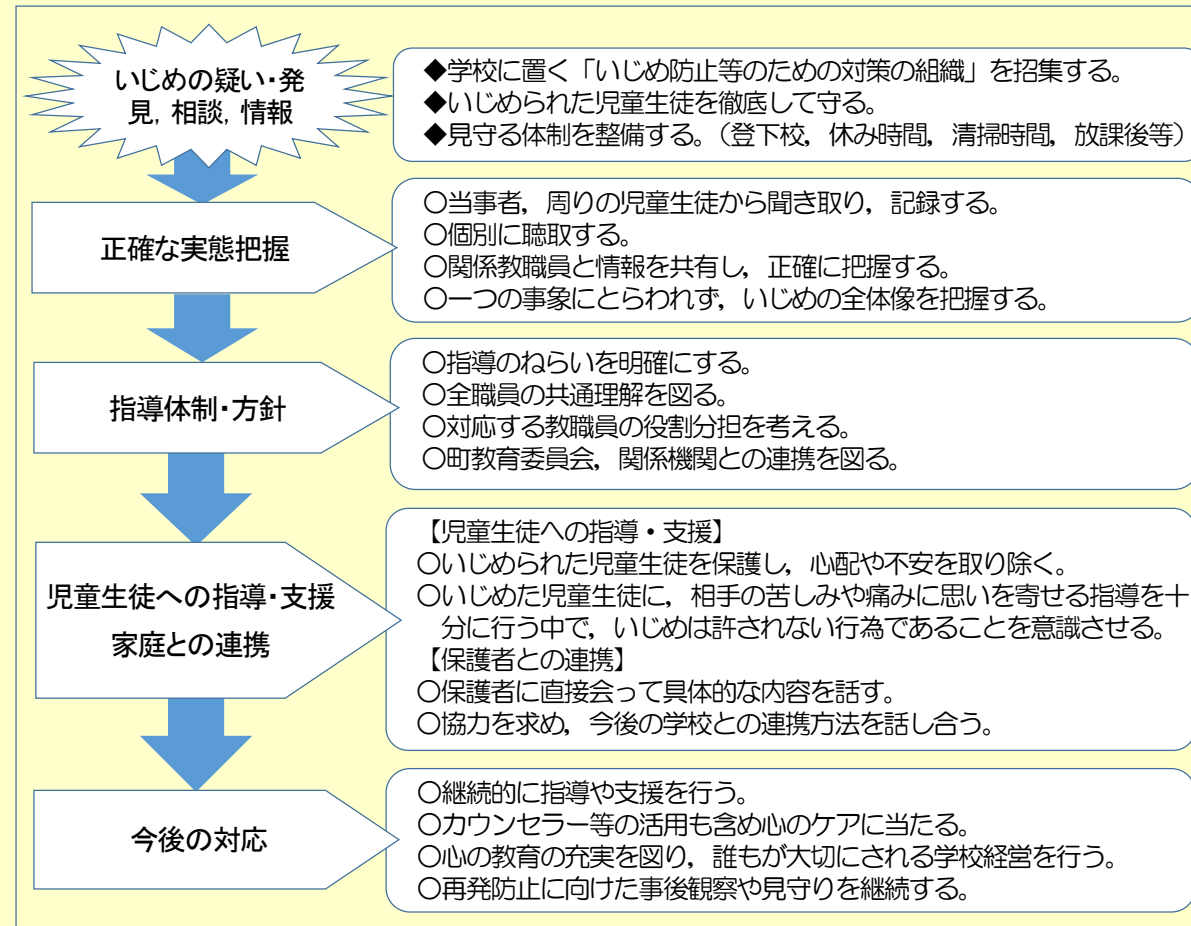
いじめの早期発見のための対応と取組

全職員による児童生徒理解と情報の共有
相談窓口の周知と体制整備

早期発見のための組織的な対応
〔学校・家庭・地域のネットワークづくり〕

(1)いじめに対する基本的な対応

- ①町教育委員会における基本的な対応
- ②学校における基本的な対応

迅速かつ組織的な対応**(2)いじめ対応の基本的な流れ****(3)いじめ発見時の迅速な組織的対応**

- ・学校に置く組織への報告と迅速かつ組織的な対応
- ・正確な事実確認、正確な情報の把握と共有
- ・把握した事実の確実な記録

(4)いじめを認知した場合の対応**①いじめられた児童生徒及びその保護者への対応**

- ・迅速な事実関係の報告と丁寧な対応、安全の確保
- ・寄り添い支える支援体制づくり
- ・より確かな信頼関係の構築
- ・「TALK」の原則

②加害児童生徒及びその保護者への対応

- ・加害児童生徒に対する適切な指導
- ・問題の解消及び人格の成長を主眼に置いた支援
- ・保護者に対する事実関係の説明
- ・問題の解消に向けた指導支援に対する協力依頼

③集団へのはたらきかけ

- ・児童生徒、保護者への指導と啓発

(4)継続した指導体制の確立

- ・いじめの解決
- ・いじめの解決に向けた指導体制

III

インターネット上のいじめへの対応

※インターネット上のいじめ（以下、「ネット上のいじめ」と言う。）

1 ネット上のいじめとは

(1) ネット上のいじめ

- 携帯電話・スマートフォンやパソコン，ゲーム機や音楽再生機等を通じて
- 特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷の書き込み
 - 画像や動画の掲載，メールの送信

(2) ネット上のいじめの特徴

- ①不特定多数の者からの絶え間ない誹謗中傷 被害は短期間で極めて深刻
- ②匿名性から児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる
- ③情報の加工が容易で悪用が可能 一度流出すると回収は不可能
- ④大人による実態把握が困難

(3) ネット上のいじめの類型

- ①掲示板・ブログ・プロフへの書き込み，個人情報の無断掲載等
- ②メールの送受信（チェーンメール，なりすましメール等）
- ③SNS の利用（画像・動画の送信，ネットワークグループ内での仲間外れ）
- ④口コミサイトやオンラインゲーム上のチャット上での書き込み等

2 未然防止の取組

(1) 情報モラル教育の充実

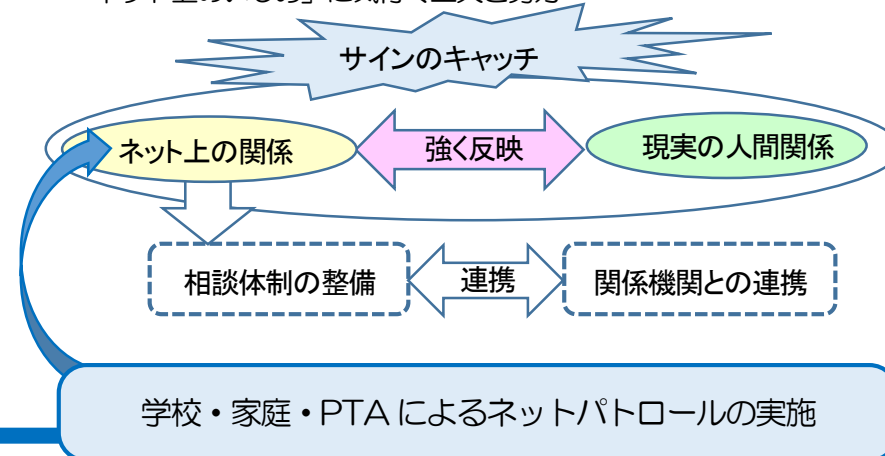
- ①児童生徒に対する指導の充実 ⇒ 情報モラル教育の充実
- ②児童生徒及び保護者に対する啓発 ⇒ 研修会や講演会の実施
- (2)教職員の指導力の向上 ⇒ 研修会等の実施，最新の動向の把握
- (3)家庭・地域，PTAとの連携

- ①学校の取組 ⇒ 情報提供，家庭・地域との連携
- ②家庭の取組 ⇒ ペアレンタルコントロール(保護者が行う利用制限)等
- ③PTAの取組 ⇒ 学校・地域と連携した未然防止に向けた啓発活動

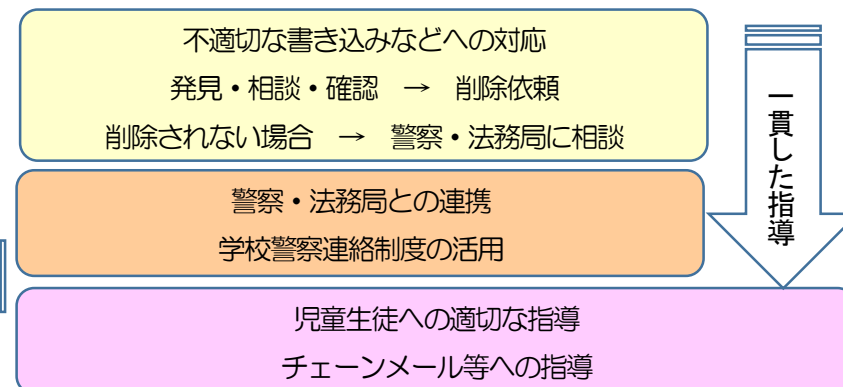
3 早期発見・早期対応の取組

(1) 早期発見への取組

「ネット上のいじめ」に気付く工夫と努力



(2) 早期対応への取組



再発防止

IV

重大事態への対応

1 重大事態の意味と基本的な対応

重大事態の意味 法第28条第2項・3項

- ◆いじめにより当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」と認めるとき【2項】
- ◆いじめにより当該児童生徒が
「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるとき【3項】

基本的な対応

①

重大事態が発生したら直ちに関係機関（町長、山形警察署）に報告・通報

②

町教育委員会の判断による調査組織の設置及び事実関係の調査の実施 ※初期アンケートは3日以内に実施

③

町教育委員会主体の調査→公平性・中立性の確保
学校主体の調査←町教育委員会による指導・支援

④

当該児童生徒及び保護者に対する調査結果等の必要な情報の適切な提供

⑤

町長への報告
町長の判断により再調査の実施

2 町教育委員会又は学校による対応

- ◆当該学校（校長）より町教育委員会へ報告
- ◆警察への通報の判断
- ◆町教育委員会より町長へ報告

町いじめ問題専門委員会の設置・学校「いじめ等の対策のための組織」との連携

- ◆弁護士・医師・心理・福祉・教育の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と人間関係や利害関係を有しない者で構成
- ◆初期アンケートは3日以内に実施

調査結果の報告

説明・調停

調査結果の報告

- ◆学校・町教育委員会は、該当児童生徒及びその保護者から理解が得られるよう丁寧に説明・対応する。

3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

中山町いじめ重大事態再調査委員会の設置

調査結果の報告

説明・調停

町長による議会への報告

V 点検・評価及び基本方針の見直し・検討について

1 中山町教育委員会が行う点検・評価

- (1) いじめの実績に関する調査結果の分析と考察
 - ・実態調査（年3回）
 - ・問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（年1回）
 - ・事故報告等
- (2) 点検・評価の概要
 - ①基本方針に基づく施策の実施
 - ②実態把握
 - ③連絡協議会における点検・評価
 - ④町教育委員会附属機関「専門委員会」における点検・評価
 - ⑤施策の見直し、取組の改善

指導・助言
報告

2 学校における点検・評価

- (1) 学校評価を通して
 - ①目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価及び評価結果を踏まえた取組の改善（報告）
 - ②学校のいじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証（報告）
- (2) 教職員評価を通して
 - ①迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価
 - ②学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうかの評価

3 いじめ防止基本方針の見直し

法の施行状況や国や県の基本方針の変更等を勘案し、町基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて改訂の措置を講じる。